

【設計・測量・建設コンサルタント等】別送書類一覧

① 電子調達共同システム（CALS/EC）参加自治体の共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、代表して入札参加資格申請要件を審査する自治体（以下「代表審査自治体」という。）が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	摘 要	
登記事項証明書等	代表審査自治体が豊川市の場合	次の書類を豊川市へ提出してください。 (1)法人の方 履歴事項全部証明書 (2)個人の方（ア・イの両方とも必要です） ア 代表者の身分証明書（本籍地の市区町村長が発行する身分証明書。日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し） イ 代表者の登記されていないことの証明書（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能。）
	代表審査自治体が豊川市以外の場合	豊川市に提出する書類はありません。 上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付してください。
納税証明書（国税）	代表審査自治体が豊川市の場合	次の書類を豊川市へ提出してください。 (1)法人の方 納税証明書「その3の3」（法人税、消費税及び地方消費税） (2)個人の方 納税証明書「その3の2」（申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税） ※ 本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm ）で交付を受けることができます。
	代表審査自治体が豊川市以外の場合	豊川市に提出する書類はありません。 上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付してください。
納税証明書（愛知県税）	代表審査自治体が愛知県の場合	豊川市に提出する書類はありません。 申請時に入力した課税番号で愛知県が納税状況を確認します。ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。

	代表審査自治体が豊川市の場合	次のいずれかの書類を豊川市に提出してください。 【愛知県に納税義務がある方】 (1)法人の方 愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）（法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割） (2)個人の方 愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）（個人事業税及び自動車税種別割） 【愛知県に納税義務がない方】 法人、個人とも「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治体が上記以外の場合	豊川市に提出する書類はありません。 上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付してください。

② 豊川市が独自に必要な書類

書類名	摘要
納税証明書 (豊川市税)	【豊川市に納税義務がある方】 法人、個人とも豊川市が指定する「滞納のない証明書」 ※豊川市役所財務部資産税課にて発行（各支所、プリオ窓口センターでは発行できません。）

※別送書類(各種証明書等)は、申請日において発行日より3か月以内のものとしします。(写し可)。

※豊川市以外の申請先自治体が必要な別送書類については、申請入力内容のデータ送信後の到達確認画面で確認できます。